

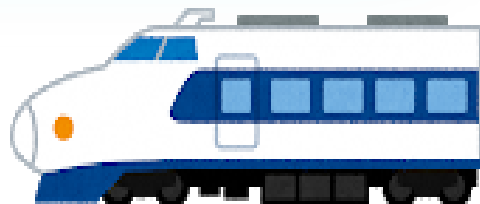
清水町から 新幹線で通学しよう

～新幹線通学費の一部を貸与します～

対象者

清水町内に住所を有し、三島駅から90km以上にある大学等に
新幹線通学している30歳未満の学生

※詳細はチラシ裏面をご覧ください



貸与金額

通学定期券購入費の10分の3以内（新幹線区間のみ）

※上限2万円（千円未満切捨て）

（例）東京駅：19,000円／月 浜松駅：20,000円／月



返還について

貸与期間（貸与開始から卒業まで）の
2倍の期間以内

※返還猶予・返還免除制度あり



卒業後、引き続き
清水町に在住し、
町民税の所得割を
完納した場合

返還免除



清水町企画課企画調整係

TEL:055-981-8279 ☎

窓口：平日8:30～17:15



清水町 新幹線通学費

検索

CLICK!

《貸与の要件（すべてに当てはまる方）》

- ☐ 清水町在住の30歳未満である
- ☐ 大学等へ通う学生である
 - ※ 大学、大学院、短期大学又は専門学校を指します。
- ☐ 新幹線通学定期券を使って通学している
- ☐ 三島駅から「掛川駅以西（掛川・浜松駅など）」または、「新横浜駅以东（新横浜・品川・東京など）」の区間で新幹線を利用している
- ☐ 世帯全員に町税等の滞納がない
- ☐ 町が指定する地域活動に参加できる
 - ※ 町のイベントへのボランティアとしての参加など

～申請から初回の貸付金受領まで～

- ① 必要書類をそろえて、貸与申請
 - ※ 様式は、町ホームページからダウンロードまたは役場3階企画課で配布しています。
 - ※ 申請時点において、使用可能な定期券分から貸与の対象となります。有効期間が過ぎているものは対象となりませんので、ご注意ください。
- ② 貸与決定通知書の受領
 - ※ 町が審査し、後日決定通知書を郵送します。
- ③ 貸付金の受領
 - ※ 指定口座（学生本人の名義）に振り込みます。

2回目以降は、
定期券購入の都度、
定期券の写しを
メールで提出

《返還について》

原則、大学等の卒業後から、返還が開始されます。（転出や退学等はその時点から返還開始）
なお、返還免除の要件を満たす見込みである場合には、返還猶予を受けることができます。